

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月23日提出

奈良市長 仲川 元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年3月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年12月28日午前9時頃、奈良市芝辻町三丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の門扉に接触し破損させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 68,040円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月23日提出

奈良市長 仲川 元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年3月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年1月6日午前9時頃、佐保台第4号緑地において、枯損した樹木の枝が落下し相手方の家屋の屋根を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 980,250円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月23日提出

奈良市長 仲川 元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成28年3月8日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年8月25日午前7時頃、東登美ヶ丘2号緑地において、枯損した樹木が倒れ相手方の家屋の屋根を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 769,500円